

25杉並第49693号

平成25年12月20日

グレーチングバルコニー等の建築面積の算入について

グレーチングバルコニーやスノコ状のバルコニー及び蹴込みの無い階段など、一定の条件のもと、建築面積に算入していませんでしたが、建築基準法第2条第1項第1号に基づき“建築物”に該当するものとし、下記の取り扱い時期以降の申請につきましては、建築基準法施行令第2条第1項第2号に基づき、建築面積を算定します。

また、許可申請及び認定申請等についても同様に扱います。

取り扱い開始時期について

平成26年6月1日とする。

※旧取り扱いにつきましては、平成26年5月31日までに着手したものとする。